

委員会提出議案

3月定例会最終日に、議会運営委員会から次の条例改正案が提出され、原案可決されました。条例改正の内容は、次のとおりです。

西条市議会委員会条例の一部改正案

西条市議会議員定数条例に定められているとおり、次の一般選挙から議員定数が30人となることから、定数30人を根拠に置き、かつ3月定例会に上程し、可決された西条市分掌条例第1条及び第2条(平成21年度組織改編)に基づき、西条市議会委員会条例第2条に規定している「常任委員会」「定数」「所管事項」を改めました。

なお、改正条例の施行期日は、次の一般選挙の日以後、最初の市議会の招集の日からとしています。



▼総務委員会(10人)

総務部・財務部・消防・会計管理者・選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・固定資産評価審査委員会の所管に属する事項及び、他の常任委員会に属さない事項

▼福祉文教委員会(10人)

保健福祉部・生活環境部・周桑病院・教育委員会の所管に属する事項

▼産業建設委員会(10人)

企画経済部・農林水産部・建設部・農業委員会の所管に属する事項

※まめ知識(議会運営)
地方自治法第109条第4項で、常任委員会の役割は、「その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。」と規定しています。

常任委員会は、所管事務について専門的に審査、調査をする機関として位置付けられています。

議員提出議案

3月定例会最終日に、渡辺勝司議員ほか9名から、議員提出議案が提出され、原案可決されました。

国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める意見書

国においては、昨年末に地方分権改革推進委員会の第2次勧告がなされるなど、国から地方への分権の流れは着実に加速している。

今後、将来の道州制も視野に入れた真の地方分権を実現するためには、現在の政治や経済など各分野における国の中央集権的な体制が、おのずから見直され、外交や防衛等、国の専管事項を中心とした体制に移行していかなければならない。

折しも、世界経済は未曾有の同時不況下にあり、国家財政の膨大な赤字を抱えるわが国においても、財政出動等による経済建て直しと財政再建という、相反する課題を克服していかなければならない。

このような状況の中で、本県をはじめ、多くの地方自治体にあつては、我々地方議会議員も、三位一体改革等に起因する深刻な財政事情や市町村合併に呼応して、既に、定数削減、議員報酬カット等に取り組んでいるところである。

よつて、衆参両議院及び政府におかれても、議員各位の確固たる決意のもと、時代の流れに的確に対応し、また、選挙制度等に対する地方の声も真しに反映した国会改革に速やかに取り組まれるとともに、とりわけ、次の事項について、適切な措置を講ぜられるよう強く要望する。

記

- 1 国会議員の定数を削減すること。
- 2 衆議院定数の削減に際しては、死票の大発生防止、1票の格差是正等の観点から、小選挙区制度を中選挙区制度に改めること。
- 3 衆議院小選挙区制度に関する当面の措置としては、重複立候補などについて比例代表制度を見直すとともに、合併後の市町村が選挙区によって二分されるようなことのないよう、区割りを見直すこと。

請願

3月定例会における請願の審査状況は、次のとおりです。

【継続審査】

- ・「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願
- ・ミニマムアークセス米の輸入停止を求める請願
- ・市内場外馬券売場設置に反対する決議を求める請願
- ・労働者派遣法の抜本改正のため意見書を提出することを求める請願
- ・経済・金融危機のもとで「消費税の大増税計画に反対する意見書」の提出を求める請願

※請願の事務取扱について

請願の審査期間は、受理後1年間とし、先例にならないもの該期間中に結論が出ないものについては、審議未了(廃案)の扱いとなります。

なお、3月定例会で継続審査となっている請願5件は、任期最終日の平成21年4月23日をもって請願の効力を失い、廃案となります。